

## 中東欧で相次ぐ汚職や法軽視

発表日：2018年3月28日(水)

～問われるEU加盟国としての資質～

第一生命経済研究所 経済調査部  
主席エコノミスト 田中 理  
03-5221-4527

◇ EUの基本価値違反を問われているポーランドは、司法介入を部分修正する法案を可決。EUに制裁手続きの再考を求めている。同国以外にも、汚職捜査を進める検察への介入を強めるルーマニア、首相が不正疑惑の渦中にあるチェコ、政界汚職事件で政権が退陣したスロバキアなど、中東欧諸国で汚職や法軽視の事案が相次いでいる。EU加盟国としての資質を疑う声も浮上している。

欧州委員会は昨年12月に、ポーランド政府による司法介入がEUの基本価値に違反するとし、EU基本条約第7条に基づく制裁手続きの開始をEU理事会に提案していた(詳細は昨年12月21日付け「欧州統合の新たな脅威：東西の亀裂」や3月2日付け「ポーランドへの「アメとムチ」」を参照されたい)。ポーランド政府に通告した3ヶ月間の是正期限が3月20日に経過。ティーママンス筆頭副委員長はポーランド政府が3月初旬に提出した92ページの回答文書が自国の立場を擁護したものに過ぎず、委員会の懸念に応えるものではないと発言。4月の閣僚理事会でこの問題を話し合うことを示唆した。ポーランド側は他のEU諸国でも類似の措置が採られていると主張したが認められず、22日に問題となっている司法制度を部分的に修正する法案を議会で可決した。EU側が問題視していた①司法相による最高裁判所の判事や普通裁判所の長官の解任権については、司法の独立性を担保する司法評議会など外部機関の同意を必要に変更し、②従来の70歳から男性65歳・女性60歳に引き下げた裁判官の定年を、男女とも65歳に統一(女性裁判官は60歳での早期退任が可能)、③政府が公開を拒否した憲法裁判所への政府介入に対する2016年の判決の公開を認めた。ポーランド側はこうした改正により欧州委員会の理解が得られるとし、制裁手続きの再考を求めている。ただ、政府と立場を異にする判事や裁判官は罷免済みで、EU側がポーランド政府の要求を聞き入れるか、これまでのところ明らかにしていない。

そもそもEU側はハンガリー政府などの反対で発動が困難な制裁手続き(最終的な制裁発動にはポーランドを除くEU加盟国の全会一致の賛成が必要)の開始に必ずしも積極的ではない。ただ、EUの基本価値が蔑ろにされる事態を放置すれば、中東欧諸国に広がる「法の支配」の軽視が益々広がる恐れがある。検察当局による政治家の汚職摘発が相次ぐルーマニアでは、汚職対策局への司法相の介入権限を強化する改正法案を昨年12月に可決。市民による大規模な抗議デモが発生している。チェコでは昨年10月の選挙で勝利した中道政党・ANO2011が非多数派政権を率いるが、同党を率いるバビシュ首相(“チェコのトランプ”と呼ばれる同国有数の実業家)にはEU補助金を不正に受給した嫌疑がかけられている。スロバキアでは同国政界とイタリア・マフィアのつながりを追及していた記者が2月末に殺害。各地で政権批判の大規模な抗議デモが広がり、フィツォ首相が辞任に追い込まれた。EU加盟後も中東欧諸国で相次ぐ汚職や法軽視の動きに、EU加盟国としての資質を疑う声も聞かれる。

以上